

第 25 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成22年 8月20日(金) 15:30～16:55

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

西川総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

(1) 基本計画部会各ワーキンググループの検討結果について

(2) 基本計画部会における今後の審議日程等について

(3) その他

5 議 事 録

樋口部会長 それでは、よろしければ「第25回基本計画部会」を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されています資料について、説明をお願いします。

乾内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として、「基本計画部会第1ワーキンググループの検討結果について(報告)」。

資料2、「基本計画部会第2ワーキンググループの検討結果について(報告)」。

資料3、「基本計画部会第3ワーキンググループの検討結果について(報告)」。

資料4、「基本計画部会における今後の審議日程等について（案）」。

参考資料が3つございます。ご確認ください。

樋口部会長 議事次第にもございますように、本日はまず基本計画部会における各ワーキンググループからの検討結果についてご報告いただくということで、座長の先生方から5分程度でご報告をお願いしたいと思います。

まず、第1ワーキンググループの深尾座長からお願いします。

深尾委員長代理 第1ワーキンググループの意見書は、お手元の資料1の最初のページからあります。過去4回、第1ワーキンググループ会合を開いたわけですが、その議事の概要もご覧ください。時間の制約もありますので、かいつまんでお話しします。

第1ワーキンググループとして検討した内容は、最初のページにあるとおり3つの点を検討しました。

1つは、産業関連統計の体系的整備に関する考え方で示された今後の対応の問題。

2番目は、国民経済計算の整備と一次統計との連携強化の問題。

3番目が、ビジネスレジスターの構築・利活用に関する問題です。

各課題について、関係府省に対するヒアリングや有識者からの意見聴取等を実施しました。その結果ですが、別添にあるとおり「国民経済計算」の問題と「ビジネスレジスター」の問題について、それぞれ意見書をつくりました。

2枚目を見ていただきたいのですが、まずSNAについてですが、1と2については略します。

「3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題」に対する我々の認識ですが、まず、第一に国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹をなす非常に大事なものであるということ。2番目に、国民経済計算の精度の向上については、大別すると推計の基となる一次統計に関する課題と推計方法に関する課題があるということ。

一次統計に関する課題は、関係府省との協力を得て検討が進められているのですが、必ずしもその検討というのが包括的に進んでいるとは言えない。推計方法やシステムについては、国民経済計算に関するあらゆるデータを算出するための基盤となる大事なものです。現行のシステムは、長期にわたり部分改修を行いながら運用しており、システム全体の整合性等をチェックすること等を効率的に行うことができず多大の時間を要する状況となっているため、それを改善していくことが非常に重要であるという認識に立っています。

このような認識から「4 取り組むべき統計整備の方向性」ですが、基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNAの改定（2008SNA）への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図ることが大事であるという意見です。時間的なスパンとしては基本計画に書かれていることですが、とりわけ、平成28年度に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応する必要があると考えています。

具体的な取組みとしては、新しい年次推計方法等の確立、ここの「等」の中には四半期推定等を含むという考えですが、その確立とシステムの構築に関する具体的な工程表、「具体的な工程表」という意味は28年度までにするというのではなく、毎年毎年、何を押さえていくかという具体的な工程表を、平成22年度中に策定する必要があるとしました。更に、工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に確実に取り組む必要がある。また、工程表には先ほど出た一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととするというものです。

2番目に、推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応する必要があるという意見になっています。

2番目のビジネスレジスターに関する意見ですが、認識としては、3に書いたとおり、ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供する、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するという点。

また、種統計調査結果及び行政記録情報をここに登録することによって、新たな統計を作成する機能も有するという、非常に大事なものであるという認識です。

それから、財政状況が厳しいこと、調査環境も厳しくなりつつあるということから考えて、質の高い統計を作成するために必須のシステムであるという認識に立っています。

そこで「4 取り組むべき統計整備の方向性」ですが、総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要があるとしています。

その際、総務省は、基盤的・共通的な統計データの収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結果を早期に得て、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データの時系列的整備、例えば事業所の改廃や新規設立等についても把握するような、時系列的な整備が大事だと考えています。

また、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用は各府省の側で共通事業所・企業コードを持っている統計データと一緒に管理していく。それから保持をしていくという必要がある。それから、調査客体の重複是正等を推進することが大事だという意見書になっています。

第1ワーキンググループでは保持・利活用のところで、二次利用等の面で考えると、保持の問題は過去の統計についても重要である。例えば、事業所コードと各府省の統計データ間のコンバータのようなものは、廃棄されないでしっかり保管されるということが大事だという意見が非常に強くありました。これはビジネスレジスターの構築・利活用というこの施策とはちょっと外れますので、意見があったということだけご紹介させていただきます。

以上です。

樋口部会長 ありがとうございました。ご議論は後でしていただくことにしまして、続きまして、第2ワーキンググループの阿藤座長からお願いいたします。

阿藤委員 それでは、第2ワーキンググループの検討結果についてご報告いたします。資料2でございます。形式は第1ワーキンググループと同じで、意見書が1ページから3ページ目までです。それから4ページ以降は、第1回から第4回までのワーキンググループの会合の議事録が納めてあります。

早速ですが1ページ目からでございます。最初に検討内容と意見書の対象課題を整理しています。

「1 検討内容」に書かれていますとおり、本年の第2ワーキンググループでは、委員から特にコメントの数が多かった「就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係を把握するための関連統計の整備」、いわゆるワークライフバランスの状況を把握するための関連統計の整備ということと、それから「住民基本台帳データの利活用の推進」、「非正規雇用関係統計の整備」という3分野を重点検討項目として選び出すことを第1回会合で合意しました。

第2回はそれについてのヒアリングを行い、そして「2 意見」に書かれておりますように、本年の第2ワーキンググループとしては(1)～(3)までのうち、ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備と非正規雇用関係統計の整備という2つの課題を意見書として取りまとめることにいたしました。

2ページに参りまして、そのうちの別添1がワークライフバランス関係であります。ここではまず「2 施策の施行状況」についてですが、ワークライフバランスの状況をより詳しく把握するためにどのような関連統計の整備が進められているかについて、総務省、厚生労働省の取組み内容を記述しています。

ここにまとめてありますように、総務省は、これは従来からあると思いますが「雇用失業統計研究会」において、また厚生労働省は「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置しまして、このワークライフバランスの状況を詳しく把握するための統計整備に関する検討を進めているという報告がございました。

次に「3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題」であります。ここではワークライフバランス関連統計整備に関する現状と課題をまとめています。ここで記述しておりますように、我が国では労働市場の変容によって、非正規労働者、正規労働者ともに、依然としてワークライフバランスの達成が困難な状況にあるというふうに考えられます。更にこのことが家族形成等に影響を与えて、結果として少子化に拍車をかけているということが見られます。しかしながら既存の統計調査結果だけでは、このようなワークライフバランスの状況や就業構造の変化と少子化の進展の関係を的確に把握し、分析することは、困難であるということが指摘されています。

次に「4 取り組むべき統計整備の方向性」について、ここでは、ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るためには、関係府省共同の検討会を設置するなど、

関係府省による横断的な取り組みが不可欠であることを記述しています。

特にワークライフバランスの状況を的確に把握することや、少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明できるような統計整備について、検討を行うことが必要だということで、4点ほど記してございます。

3ページ目の別添2ですが、これは2番目の課題で非正規雇用関連統計整備の必要性についてまとめております。

まず、「2 施策の施行状況」ですが、ここでは非正規雇用の実態をより詳しく把握するために総務省、厚生労働省において、どういった関連統計の整備が進められているのかということについて、まとめております。

先ほどご紹介しました総務省の雇用失業統計研究会において、ILOの決議を踏まえ、年間総労働時間の推計方法について検討を行ったことや、厚生労働省の厚生労働統計の整備に関する検討会において、既存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目の整理を行ったことなどが記述されています。

次に、「3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題」についてですが、ここでは非正規雇用関連統計整備に関する現状と課題をまとめています。ここで記述しているように我が国の雇用環境が厳しい状況にある中で、非正規雇用労働者割合が増加しつつある、いわゆる雇用格差問題が社会問題化しています。

関係府省によって、非正規雇用の実態を把握するための多くの統計調査が実施されておりますが、各統計の相互の連携を意識した体系的な統計調査が行われているとは言い難く、非正規雇用の全体の状況を的確に把握することが困難な状況であることが指摘されています。

「4 取り組むべき統計整備の方向性」であります。ここでは特に3で指摘した課題解決のために、関係府省が共同で、正規・非正規雇用双方を含む既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すということが必要であることが記述されています。その上で、非正規雇用の詳細な実態を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うことが重要であるとして、具体的に3点ほど記してございます。

意見書には付してございませんけれども、第2ワーキンググループでは、このほかに行政記録情報に関する議論がかなり出ておりました。行政記録情報に関する活用についても、意見書に盛り込むべきではないかといったご意見が若干名の委員から出されました。

しかしながら、本ワーキンググループとしては、第1回会合で3つのテーマに絞り、それに基づいてヒアリングを行ったということもあって、スケジュールの関係もあって、この問題については、第2ワーキンググループの意見書の中には盛り込まないこととし、この点については第2ワーキンググループの委員の皆様にもご了承をいただきました。

なお、行政記録情報の活用については、基本計画の中でも重要な課題とされております。また、他のワーキンググループでも議論の対象になっていたと聞いております。このようなことから、第2ワーキンググループ第4回会合において、私の方から行政記録情報の活

用について、個別のワーキンググループではなくて、基本計画部会で改めてご議論をしていただきたい旨をまとめさせていただいて、現在、この場で要望する次第です。

以上で第2ワーキンググループの意見書に関する概要説明を終わらせていただきます。
樋口部会長 ありがとうございます。

次に、第3ワーキンググループの廣松座長、お願いいたします。

廣松委員 資料3でございますが、第1ワーキンググループと第2ワーキンググループと全く同じ構成になっております。

1ページ目、検討の内容の部分ですが、今回は統計データの二次的利用等の府省横断的なものを中心に第3ワーキンググループで検討することとし、 にございますとおり「オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供」、いわゆる二次的利用ですが、それから「調査票情報の提供」について、それと として「統計職員等の人材育成・確保」について、委員の方にご議論いただき、ワーキンググループとしてヒアリング等も踏まえた形の議論を重ねた上で、お手元の資料の2～5ページにありますような形で、それぞれの問題点に関しまして、意見を取りまとめました。

まず、2ページと3ページですが、オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票の情報の提供についてですが、現在の施行状況といたしましては、オーダーメイド集計は6調査、提供件数は4件。匿名データに関しては4調査、提供件数は20件でした。それ以外に、統計法第33条第2項に該当する国の行政機関が調査票情報を提供した件数は54件ございました。

「3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題」といたしまして、まず、二次的利用に関しましては、オーダーメイド集計の4件と匿名データの20件を合わせて24件にとどまっております。

始めたばかりでございますので、この24件という数をどのように考えるかということですが、ワーキンググループの中では、「まだ少ないのではないか」、「そもそも二次的利用が可能な統計調査の数が少ないのではないか」、更に「提供されているデータの対象期間も限られている、あるいは21年度末にサービスが開始されたものもあるということで、こういう件数にとどまっているのではないか」という評価です。

一方で総務省が行っています統計ニーズに関するアンケート結果によりますと、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に関しても、早期のサービス開始を求めるニーズがかなり存在しております。あるいはそれ以前に、同アンケートの結果によりますと、二次的利用のサービスの開始や制度の内容を知っていると答えた人が1/4程度にとどまっております。その意味で必ずしもまだ周知が十分になされていないのではないかと考えられます。更に、利用目的の拡大に対してのニーズがございまして、特に現状では実際に利用できる目的が、学術目的及び高等教育目的等に限定されているというのが課題として挙げられるということです。

2番目としては、調査票情報の提供でございますが、これは第33条に基づいて行われ

ているわけですが、当然のことながら、調査票情報の提供に関しては、個人情報の保護という観点からも厳格な運用が必要である。ただ、一方で手続きが煩雑で時間がかかるため、手続きの円滑化を求める声も多いことも課題の1つであろうと考えます。

「4 取り組むべき統計整備の方向性」といたしまして大きく2つ。1つは基本計画に掲げられました二次的利用につきまして、大きく4点を方向性として挙げております。

まず1つは、各府省は、今後、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要があること。3ページ目でございますが、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間、具体的にはほぼ5年を目途としておりますが、を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要があるということです。

2番目としては、総務省、特に政策統括官室でございますが、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要があると考えます。

3番目といたしまして、各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要があると考えます。ただ、同時に、これは利用者側に対する要望ということでございますが、二次的利用に付せられたデータに関しては、その「情報管理について利用者側にも意識向上に努める」よう要望することが必要であると考えます。

4番目といたしまして、各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努めるということです。

2番目の大きな論点といたしまして、統計法第33条に基づく調査票情報の利用についてですが、各府省は、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要があるという点。それから、特にオンサイト利用について、まだ必ずしも現状は実現しているわけではございませんが、実現を目指すとともに、統計法第33条に基づく調査票情報の利用の手続きの簡素化を行うことを言っております。それが第1点目でございます。

4ページのところで、大きな論点としての2つ目「統計職員等の人材育成・確保」についてです。

「2 施策の施行状況」のところがございますとおり、大きく2つ、「中核的職員の計画的な育成・確保」の問題と「国際統計分野で活躍できる職員の養成」について、現状をヒアリング等で確かめました。

その結果、まず、「中核的職員の計画的な育成・確保」につきましては、各府省でそれぞれ状況は異なりますが、概ね以下の3点のような取組みが行われている。具体的には「統計調査や統計分析業務に必要な研修」、「統計の利用部局と作成部局間の人事異動を通じた人材の育成」、「他府省の統計関係課との人事交流」。また、一部の府省では大学等の研究機関との人事交流も実施されているようです。

2番目の「国際統計分野で活躍できる職員の養成」につきましては、これも各府省で取組みは異なるものの、職員の英語研修、あるいは国際機関や開発途上国への専門家派遣、

国連やOECD等の国際統計会議への出席等が具体的に行われているということです。

それを踏まえまして「3 施策の施行状況を取り巻く現状と課題」ということですが、(1)といたしまして、必ずしも統計職員には限らないわけですが、大体2、3年周期で全省的に人事異動が行われるのが通例となっております。そのような中で、各府省はOJTや集合研修の実施等を踏まえて、中核的職員の育成・確保に努めているところですが、統計の品質を維持し、国際的な舞台で議論をリードできるような、統計や政策分析などの専門性を備えた人材の育成・確保に当たっては、府省を越えた政府横断的な取組が重要と考えます。

2番目といたしましては、現在、統計職員と学会との交流はかなり限定的であり、学会においても公的統計分野の若手研究者は必ずしも多いとは言えない状況にあります。したがって今後、学会との連携を強化し、統計職員の育成とともに、学界における公的統計への理解と協力を得ることも重要であると考えます。

3番目といたしましては、現在、各府省で必要に応じてセミナーや研究会ごとに研究者の参加を求めているわけですが、これらの情報が必ずしも共有されているわけではありません。長期的な意味での人材育成、統計の質の確保、質の向上の観点からは、各府省が開催しているセミナー・研究会などの開催情報をオープンにして、広く研究者や各府省職員の参加を可能にすることが必要ではないかと考えます。

それらを踏まえまして、「4 取り組むべき統計整備の方向性」といたしまして、4ページから5ページにかけてですが、これは必ずしも平成21年度ではなく平成22年度からとされておりますが、統計職員が有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を実施することとされています。また、大学等との研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を実施することとされています。

平成21年度の実施状況を踏まえ、22年度から予定されておりますこれらの取組に関して、以下の～まで、検討する必要があると考えます。

まず、第一に、統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体としての統計職員の専門性向上に取り組むこと。

2番目といたしまして、政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること。

3番目といたしまして、高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること。例えば留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施などです。

4番目といたしましては、他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に多くの職員や研究者が参加できる機会を可能な限り提供すること、という4点を今後

の方向性として挙げております。

第3ワーキンググループの意見書の素案は、以上でございます。

樋口部会長 ありがとうございます。

各ワーキンググループの座長を始め、各委員におかれましては、この暑い夏の日にも何回もお集まりいただきまして、非常に貴重なご意見を取りまとめていただきました。誠にありがとうございます。

ただいまそれぞれのワーキンググループから出されましたご意見については、後で議論をしていただこうと思いますが、その前に今後のこの扱い方について、私の私案を少しご説明したいと思います。資料4にその私案、審議日程の考え方が出ています。

8月20日は今日でございますが、ここで今、ご紹介いただきました。このあと2回ないし3回、非公式な会合といったものを持ちまして、委員長及び座長によって、今、提示されたものの中から、統計委員会としてどれを各大臣に対する意見書として取りまとめていくのか、提出するのかというようなことについて、絞込みを行っていきたいと考えております。

また、どういう形でそれをしたらいいのか。単に意見書という形で出すだけでいいのか。それとも、せっかくご議論いただいておりますので、ご意見については、また別途何らかの形で記録に残していき、今後の審議に役立てたいという考えもございますので、そういった形で議論を取りまとめていくということもあるかと思いますが、その点について9月上旬にかけまして、非公式の議論を進めてまいりたいと思います。

勿論、これは各府省について、事実関係の確認もしなければいけないというようなこともございますので、その点も並行して進めていきたいと考えているところでございます。

また、今回の意見書は、大臣宛てというようなこともございますので、慎重にする必要があるということから、再度提出していただいたものにつきまして、再検討を行うというようなことも必要かと思っております。

更に、今回のレビューというのが基本計画に即して行われるというようなこともありますので、その点、どのように即しているのかというようなことについても、再検討をさせていただきたいと思っております。

それを進めた上で、9月8日水曜日に第26回基本計画部会が開催予定になっていると思いますが、そこで平成21年度の統計法施行状況報告を踏まえた統計委員会の意見案を提示しまして、その後、ご審議をいただきたいと思っております。1回で終わるのか、またここに無いような形で、再度、基本計画部会を開かなければいけないのかもしれませんが、その点は今後の成行きということで判断をさせていただきたいと思っております。

9月17日金曜日ですが、第38回の統計委員会におきまして審議をいただき、意見書を決定したいという段取りで進めていきたいと思っております。

このような手順を進めたいわけでありますが、特に意見書を絞り込む段階につきまして、これまでお示しいただいた意見の集約について、以下のことを踏まえる必要があるのでは

ないかと思っております。

1つは、公的統計の整備において、優先順位の高い重要項目であること。2番目が基本計画に掲げられている内容であること。そして3番目が個別の統計の改善にとどまらず、体系的な整備に資することということ。そして4番目が具体的な効果が期待できるというものを優先していきたいと考えております。

以上が今後の進め方、私の考えでございますが、これも含めて皆さんからご意見をいただきたいと思っております。また、先ほど3つのワーキンググループから提出されました意見書も含めまして、ご意見を是非よろしくお願いいたします。

安部委員 最初に、何度かワーキンググループでも発言させていただいた事項なのですが、行政記録情報の扱いについて、どのようにするのかということの基本計画部会の方で議論していただきたいと思っております。

私の所属は第3ワーキンググループですが、第2ワーキンググループにもちょっと出席させていただきまして、その審議の経過をそれなりに拝見させていただいたことあるのですが、行政記録情報について、第3ワーキングで最初に「これはどうなるのでしょうか」と申し上げたところ、個別の事項は第1、第2でやるというお話で、これは議事概要にもそのように書いてあります。

しかし、第2ワーキンググループでは、必ずしも行政記録情報に関して、それほど扱わなかったという印象を持っています。

第1ワーキンググループの方ではかなり取り上げていたようですが、これはビジネスレジスター関係、つまり事業所関係が重点的でありまして、行政記録情報といった場合、必ずしも事業所に限らないということもございますので、この点を阿藤委員からも先ほど指摘がありましたように、基本計画部会で扱っていただきたいということです。

私個人の印象ですが、どこのワーキンググループでも扱ってはどうかという意見が出ていたのですが、結局、各ワーキンググループとも余り扱わずにここまで来てしまったというのが実態のような気がしておりますので、この点ちょっと補完をしていただくといいのかなと考えます。

あと、今の話題とはちょっと違うのですが、これからの進め方に関連して、若干質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、基本計画の中で別表ないし工程表と呼ばれているものに、例えば21年度に結論を出すというようなことを言いながら、結局、具体的に言いますと、一定の検討を行う基幹統計、基本計画の65ページから67ページぐらいのあたりですが、これを第2ワーキンググループの方で書面回答という形で回答していただいたところ、基本的に現状維持であるという結論ですが、この結果の扱いをこれからどのようにするのかというのが質問です。

つまり、21年度中に結論を得るということで、もう21年は終わっているわけなので、検討は行い現状維持であったという意味では、必ずしも問題は無いのですが、つま

り、検討は行ってそういう結果になったのだから、それをよしとすれば、それはそれでいいわけですが、ただこれは書面回答であってヒアリングも行っていません。こういう状態は、ここに限らないかとは思いますが、これからどう扱っていくのか、あるいは何もしないのかというようなことをちょっと疑問に思っております。それが1点です。

次ですが、これはちょっと各ワーキンググループで扱いが異なるのかなという印象も持っているのですが、今回、各ワーキンググループの意見書というのがまとまって、そこで今後の取組みの方向性というものが出ているわけですが、それに伴って工程表を作るのかどうかということです。議事概要にも載っているかと思えますけれども、私が第2ワーキンググループで聞いた時には、とりあえずそういうことではないという説明でした。

ところが、第1ワーキンググループの方では、別添1の4の(1)で具体的な工程表を作って、しかもその進捗をチェックすることになっています。それは言ってみれば基本計画別表に同じか準じるか、それぐらいの位置付けでこれを進めようとしていらっしゃるのかなと思ったのですが、そのようなことについて、基本計画ではなく、今回の施行状況報告での我々の議論を踏まえて工程表を作るものは何なのか、作らないものは何なのか。作ったとしてその扱いを、また来年から今年と同じような進捗状況のチェックという形でやっていくのか。その点をちょっと確認させていただきたいと思いました。

細かい点はやめておいた方がいいのでしょうか、委員長。

樋口部会長 そうですね。

安部委員 とりあえず以上です。

樋口部会長 今、3点ほどご意見をいただいたかと思えます。

1番目が行政記録情報についての扱いをどうするか。2番目が一定の検討を行う基幹統計で、21年度中に結論を得るとなっているものについての扱い。3番目が工程表ということだったと思います。

まず、1番目のご質問は、またご議論をいただくというように考えています。

2番目の一定の検討を行う基幹統計というのは、私の理解ですと、本来、それぞれのワーキンググループの中で、ご議論をいただいたものと思っています。例えば、それぞれの府省から書面回答があって、それで十分ではないというようなことがあったとするならば、それぞれのワーキンググループの中でご判断いただき、先ほどいただきました検討結果として載せていただくのかなと思っております。

基本計画部会においては、あくまでもいただいた検討結果に基づき議論をする部分と、ここから漏れている部分で、例えば今、行政記録情報というのがご指摘のところかと思えますが、これらについて今度は非公式の場も含めて検討していこうという考え方でありませう。基幹統計について、21年度中に結論を得るということで、何か第2ワーキンググループの方でこれはというようなことがあったら、資料2の方に載せていただきたいと思います。いたのですが、そのような理解でいかがでしょうか。

阿藤委員 平成21年度に結論を得るという項目ですが、第1回の議論をする前ですが、

基本計画をどのように審議していくのかという方針を決める段階で、最も時期的に早く結論が出るものがある程度優先的に課題として選ぶという基本方針になっていたと思います。それに従って、その中から重要なものを各委員から出してもらったということです。

それ以外のものはどうかというと、ヒアリング項目にならなかったものは書面回答ということで、一応対処したという、そういう経緯でございます。

具体的に言うと、別表のところに、そういう項目が実施時期も含めて挙がっておりますが、今の安部委員のご指摘の項目がどれに当たるというのは、ちょっと分かりませんが、座長としてはおおむねこれらの問題について対応ができた。あるいは書面回答で得られたものは、基本的に順調に進んでいると、そういう判断であったと思います。

例えば、先ほどの報告の(2)にありました住民基本台帳に基づく人口統計でありますけれども、その問題についても、一応総務省からのご回答に従って、基本的に基本計画の示唆する方向に協議を進めていると理解いたしまして、これについては、特段意見としては取り上げないと、そういう判断をしたところであります。ほかの問題もおおむねそうではなかったかと思っております。安部委員のご意見はご意見として、一応第2ワーキンググループとしては、そういう判断をしております。

樋口部会長　　そういうことで、書面でいただいたものについても、書面内容で了解したというようなことではなかったかと思いますが、それでもまだここで何かということであれば、取り上げることはやぶさかではございませんが、いかがでしょうか。

安部委員　　私もその日、出席していて、これは第2ワーキンググループの資料2の13ページになっているところの真ん中辺のオというところですけども、基本的に同じようなことを指摘させていただきまして、オの後に細い矢印があって、要するに結局、現状維持であるということがここに書いてあるわけですけども、では細い矢印のことで、委員会としてこれを了承したという、そういう理解になるわけでしょうか。

樋口部会長　　一応、そのように思います。

阿藤委員　　いわゆる給与に関する3統計、それから船員労働統計、この問題は基本計画でも取り上げられて、ここに課題として挙がっているわけですが、それについて総務省を中心にして、この問題について府省間で議論をしていただいたということがあって、その結論がここに出てきたわけです。

基本計画の一種の願望としてはこれらの給与統計などが一本化すれば、それは非常に望ましいということであったのですが、さまざまな議論によって、3給与統計それぞれが行政目的に非常に縛られているというか、その実施時期というものが勧告などと結び付いているということで、それを一つの時期に合わせるということは大変難しい。そういう実施上の難しさというのが前面に出て、これを一体化するのは大変難しいということであったと思います。

それから船員労働統計調査の方も、これも毎月勤労統計調査とか賃金構造基本統計調査とかと仮に一体化しても、船員労働というものは非常に特殊性があって、それを一緒にし

たから調査の手間が省けるとか効率化ができるかという、結局、船員労働については、今までどおりのルートを通じて調査をせざるを得ない。そうすると、名目だけ一体化しても、実際の手間は今までどおりでないか。そして項目についても、ほかのいわば陸上の労働と船員の労働というのは大変性格が違うので、調査項目が非常に違う。そのようなこともあって、一体化することの意味合いは大変少ないということで、集計等において一体化できるものはするという結論が得られたので、基本的に了承したという形になると思います。

樋口部会長 いかがでしょうか。

安部委員 ありがとうございます。

樋口部会長 それでは、今の安部委員からのご指摘で残されている問題。まず1番目の行政記録情報について、ご意見をいただきたいと思います。

深尾委員長代理 第1ワーキンググループでは、ビジネスレジスターに行政記録情報を活用するというのが、基本計画にも書いてあるので検討したのですが、今おっしゃった点で言うと、基本計画のどの部分についての行政記録情報の利用について、提起されているのでしょうか。

安部委員 基本計画本文で言いますと、21ページから22ページのところです。それから、いわゆる工程表、別表でいきますと、53ページ、54ページのあたりに行政記録情報というのがございます。

それとまた具体的なことで言いますと、これは第2ワーキンググループなどで出たと思うのですが、例えば52ページの医療に関係するところ。こちら辺、行政記録情報の活用可能性について検討するというような、そういう具体的な分野と申しますか、この場合は医療ですけれども、ピンポイントに行政記録情報と言っているところもございます。

深尾委員長代理 わかりました。

井伊委員 先ほど津村政務官もおっしゃっていたのですけれども、統計のスクラップアンドビルドというときに、スクラップという統計の数を減らすということになってしまいがちですけれども、やはり必要な統計があると思いますので、数を減らすという話よりも、行政記録情報をうまく活用して、調査客体の負担を減らしながら限られた予算の中で、質の高い統計を作るということで、私も行政記録情報というのは、実際自分が関わっている分野でも、強くその必要性、ニーズを感じていますので、個別の分野に限らず、統計横断的に関わる重要な問題として、是非意見書に盛り込んでいただきたい点でございます。

縣委員 本務の方で打ち合わせが延びたので、遅参いたしました。

私も個人的に行政記録情報の活用というのは、基本計画にも明確に拡大するという方針が書いてありますので、その方向を進めていただきたいと思います。

ただ、今回ビジネスレジスターの話で、行政記録情報を統計化するときにはいろんな障害があるということがわかりました。例えば、制度的な面では、対象となる行政記録情報の

扱いということについて、そもそも法律的な縛りがかかっているとか、そういうことがあります。

それから、構造的な面でも、活用する上で活用したい統計の構造と行政記録情報の構造が違うということもあると思います。少なくともそういう制度的な状況とか構造的な状況があると思います。

もっと調べればほかにも障害となるところがあると思いますので、個別の工程表を見ますと、かなり具体的に分野を特定してやろうとしているわけですから、これに従って、関わる行政記録情報をきちんと整理して、何が障害になっているからできないのだということ、これを見ますと、23年ぐらいまでには全体を終わらせる感じになっていますので、そこまでに具体的な例からヒューリスティックにその障害を除去していくという作業を、地道につなげていただくというのが必要ではないかと感じています。

樁委員 これは基本計画を作成したときに、廣松先生の第4ワーキンググループの議論の中で、相当いろんな問題点が明らかになっていたのではないかと思います。

今回、第2ワーキンググループで、今の52ページにあるレセプトに関して問題提起をさせていただいたわけですが、実はレセプトに関しては、当時、ナショナルデータベースというものを国がある段階まで作ってくださるという状況であって、今、レセプトは民間の健康保険組合のデータですから、それを国に吸い上げていただけるような環境ができると。そのため、恐らくこのような電子化の進捗状況を踏まえて、行政記録情報の活用の可能性を検討する、というよりは、むしろ推進していただけると信じているところですが、そういうところが書き込まれたのだらうと理解しているところです。

しかし、現行、この種のナショナルデータベース化自身が、これはある意味で統計行政とは全く別のところで進んでいることかと思いますが、これ自身の進捗というのが芳しくないのではないかという危惧を持ったということがございます。

ただ、これについて、むしろ統計委員会ができることというのは、政府が必要な情報というものを電子化していただく。たしか当時の廣松先生の第4ワーキンググループでは、国税情報などでも極めて紙媒体のものが多く、あるいは守秘義務の壁があるというようなことで、なかなか難しい議論があったということを知っていますが、可能な限り、政府の中でその種の調整をしていただいて、統計に利活用できるような環境を整備していただくということを急ぐ。ある意味でその応援演説的なことが統計委員会としてはできればと思っているところです。

勿論、今回の意見書ということにそれがなじむかどうかは非常にわからないわけですが、是非何らかの形で将来的に道を開いていただければと思っているところです。

樋口部会長 廣松委員。

廣松委員 今、樁委員の方から、基本計画を作成するときの第4ワーキンググループの話が出ましたので、その立場から少し補足いたします。

第4ワーキンググループで主として議論をしたのは、まさに府省横断的な対応に関して、

原則的にどう考えるかということであり、先ほどありました基本計画の別表の 53 ページ、54 ページあたりは、そこでの議論を基礎として、この基本計画の目途である 5 年ぐらいの間に、ある程度具体的な成果が上がりそうなものを取り上げたということです。

確かにその点から言いますと、今回の第 3 ワーキンググループでは、行政記録情報の活用ということに関しては取り上げませんでした。その理由は、少なくとも府省横断的な対応に関しては、既に別表に十分書き込まれていて、今の段階での進捗状況という意味では、具体的にどの行政記録情報を使うかということが問題であると判断をしたからです。

特に第 1 ワーキンググループのところでは、例えば 4 ページの別添 2 ですが、ビジネスレジスターのところでは、登記情報、労働保険データ、あるいは E D I N E T 情報等に関して、具体的に検討中ということが明記されているわけですので、行政記録情報に関して、各府省が決して何もしていないわけではなくて、努力されているということは、この部分で評価されているのだろうと判断いたしました。

それ以外に、確かに 52 ページには、医療機能情報提供制度、レセプトの電子化、あるいは 53 ページにもそれ以外のものも挙がっておりますが、それらについては恐らく現時点で、それぞれの関係府省で保有部局との交渉をやっていただいていると考えております。

今回の意見書を作るときの基本的なスタンスとして、平成 21 年度から具体的に検討すると明記されたものを取り上げたと考えておりますので、したがって必ずしも今回、行政記録情報に関して、明確に出ていないということではないと感じております。

もう一つ、これはちょっと話題が離れて恐縮ですが、私自身は、この基本計画の推進状況に関して、チェックするということは大変重要な点だと思いますが、ただ、毎年必要なのかどうか、ちょっと疑問に思います。

これは基本計画を作るときもそうでしたけれど、今回の 1 年目の進捗状況を審議するに当たって、ある意味で膨大な人数、膨大な時間をかけたわけですが、これを毎年やるのが本当に適切なのか。最初に申し上げましたとおり、ほかのさまざまな分野でも基本法があり、基本計画を作って、大体、5 年ぐらいを目途に、行政が実際行われているわけですが、それぞれの計画に関してどれぐらいの間隔というか期間をおいて、その進捗状況なりをチェックしているのか。そこもちょっと調べていただいた方がいいのではないかと思います。

この統計法に基づく統計の基本計画だけ毎年やる必要があるのかどうか、ちょっと疑問を、私は今感じます。

樋口部会長 非常に大きな問題になってきましたが、宇賀委員、法律的に行政記録情報の問題について、何かご意見がございましたら、お願いします。

宇賀委員 他の行政機関が持っている行政記録情報を別の行政機関に利用させる場合、もしそれが個人情報でありますと、一般法としての行政機関個人情報保護法の問題になってきますけれども、行政機関個人情報保護法は、一定の場合には個人情報を目的外で利用することができるという規定を設けています。法令に根拠がある場合であれば、基本的にはそれが認められることになっておりまして、今度の新しい統計法の中にも義務付けでは

ありませんが、協力要請の規定が入っています。個人情報保護法についての判例ですけれども、法令に基づくときというのは義務付けでなくても、法令で照会することができるという規定も含まれると解されていますので、個別の法律で一切目的外利用を禁止していると書いていない限りは、行政機関個人情報保護法との関係では、協力要請のような規定が法令に設けられていれば、行政機関個人情報保護法上の問題は出てきません。

以前、廣松先生が座長をされていた第4ワーキンググループでは、守秘義務が問題になりました。これに関しては、特に税の関係では、国も地方もそういう傾向がありますけれども、守秘義務を非常に固く解する傾向があります。

守秘義務違反は、違反に対して罰則が規定されているわけですし、したがって守秘義務違反の要件は、刑罰の構成要件ということになるわけです。それについては国家公務員法上もそうですし、また、税法上も秘密を漏らすとか、あるいは窃用するという表現になっていまして、正当な行政目的に沿ってそれを利用させたり提供したりすることは、そもそも守秘義務規定が規定している漏らすとか、窃用するという構成要件に該当しないだろうと私は考えています。ですから、統計法に基づく協力要請に応ずるのであれば、本来、守秘義務の観点からは、問題は出てこないだろうと思います。

個別の法律で、一切この目的以外に利用させることはいけないと書いてある場合も例外的にあり、その場合は法律を変えない限りは利用できませんけれども、多くの場合はそうではないのです。しかし、統計法の規定では、協力要請に応ずることの義務付けにはなっていないので、協力してもらうためには、やはり信頼関係を国民との関係でも醸成する必要があると思います。やはり協力要請になかなか応じないのは、特定の行政目的で作成・取得したものを、ほかの目的で使わせることになると、今後、国民の協力が得られなくなるのではないかといった心配もありますので、その点について信頼を得るような努力をしていくとか、あるいは直接個人が識別されるような情報でなくても足りるのであれば、匿名データにして、個人識別をなくした形で利用させるとか、そういった工夫はいろいろとしていくことができると思います。

樋口部会長 ありがとうございます。

ほかにこの点につきましてございますでしょうか。

どうもご意見をお聞きしますと、議論が幾つか分かれるかなと思っております。

1つは、意見書として今回どう扱うかということ。これは意見書でございますので、担当の大臣に対して意見書を提出する。そうなりますと、全体として行政記録情報の利用を進めますという話ではなく、個別に「この行政記録情報を利用する」ということについて、意見を申し上げるということになるかと思っております。それについては、勿論、基本計画の中に書かれているものに限定されるということでありまして、今のところ21年度までに結論を出すというようなものは、ちょっと見当たらないということで、今後検討を進めていくというようなものが多く含まれてくる。

また、23年度までと書いてある中においても、幾つか前提が置かれて書かれている。具

体的な措置というのが書かれている。例えば、電子化の進捗状況を踏まえてというようなことが書かれていて、なかなか前提が整ってこないのが、それが今、利用可能にはなっていないということもあるかと思います。

そのことを考えると、意見書の中にこれを入れるということは、ちょっと難しいのかなと思っておりますが、この行政記録情報というのは、今後、非常に重要なテーマになってくるのではないかと思います。

ご指摘いただいているように、片方で財政支出の削減というようなところから、今までのとおり、調査によって把握することができないようなことも起こってくる可能性があり、行政記録情報に頼って補完していかなければいけないといったものも増えてくるのではないかと思います。

でありまして、その点を考えると先ほど冒頭でも申し上げたのですが、今回、基本計画部会として意見書と並行して、これはいつまでという話にはならないかもしれませんが、今後、検討すべき事柄というようなところで、そういったものを扱っていくということもあるかと思いますが、いかがでしょうか。もし可能であれば…。どうぞ。

縣委員 統計委員会の活動の一般原則としてわかってきた感じがするのは、私はたまたまこの計画を策定した後に来たものですから、その感覚が強いですけれども、今期の統計委員会の役割は、この計画に準拠したものだとする、今、委員長が仰せのことは、むしろ次の計画で更にどうするのかということ、今からそういうポイントがどんどん蓄積してくるのだらうと思いますけれども、それを今の段階から蓄積するということ。例えば、それを今年度の発言としてどこかにしたためるのか、あるいは最後に次期計画を立てるときに正式に取りまとめて公表するのか、その辺のことを制度的に考えていただければよろしいのではないかと思います。

樋口部会長 ありがとうございます。

時期というのが5年先かということになると、それまでは待てないというご意見もあるかと思しますので、それも含めて基本計画は5年というタームになっているわけですが、中にはどうしてもその5年を待たずにローリングしていかなければいけないというものも出てくる可能性もあるかなと考えております。それも踏まえて、今年度についての扱いというのは、そのような方向でやらせていただければと思います。

廣松委員。

廣松委員 私も賛成です。

先ほど口を滑らせて、ちょっと余計なことを言いましたけれども、せっかくこれだけ大勢の人間が多大な時間を費やして議論をしたわけですから、その内容の基本的な部分に関しては、意見書という形でなくても、何らかの形で基本計画部会なりあるいは統計委員会として対外的に公表できるような形のものを是非作っていただければと思います。

樋口部会長 それでは、行政記録情報については、そのような扱いをさせていただきたいと思っております。また、具体的にどうするかというのは、この後の基本計画部会の中でご議

論をいただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員ご了解)

樋口部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、もう一つ残っている安部委員から出されました工程表についてでございますが、ちょっとイメージがつかめないところがあって、今回、基本計画の中にはいつまでといったものが割と具体的に書かれている。こういう形のものを工程表だと思っているわけですが、安部委員のおっしゃっている工程表というのは、具体的にどんなものなのでしょうか。

安部委員 ちょっと説明が不足していたかと思えますけれども、基本計画には別表があって、具体的な措置、方策、担当府省、実施時期まで書いてあるわけですね。だから非常に具体的で、やっているか、やっていないかというのをチェックする形式になっています。

ところが、ワーキンググループでいろんな議論が出てくる中で、私の理解が間違っていないかですけれども、必ずしも基本計画別表にはない議論が出てきたり、第1ワーキンググループの別添1の4の(1)というのは基本計画に既にあるものではなく、それとは別に工程表を作るといようなことではないかなと解釈したのですけれども、そうだとすると、また新たな工程表というのが基本計画の別表以外にできてくるのかなと思うわけです。

それはそれで、必要があればやるというのは、勿論構わないわけですが、では扱いをどうするのか。つまり、基本計画の別表に関しては、廣松先生がご指摘のように、今年、これだけの労力を使ってこれだけのことをやったわけですが、では新しく出てきた課題についてどうするのかというのが、質問なのです。

深尾委員長代理 今、お話が出たので第1ワーキンググループの別添2の考え方についてちょっとご説明をさせていただくと、基本計画ではSNAの整備については、上に少し書いてありますけれども、例えば「年次推計について、平成28年度に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立する」ことになっていて、かなり長期になっているわけです。

でも、その段取りについての細かいことは基本計画には書いていないわけですが、この基本計画の枠組みの中で、それでは実際に基本計画を実現するためにどうなるのかということを示してほしいという意味であって、基本計画を書き換える形での意見ではありません。もう少し具体的な取組みについて計画を示してもらいたいという意見です。

ちょっとこれはこの問題とは外れることですが、先ほどお話があった21年度中に実施されるとされたものについてどう考えるか、来年以降は考えなくていいのかということですが、例えばSNA関係だと「四半期推計について、リビジョンスタディを21年度中に実施する」ということになっていて、これは有識者の方にもご意見を聞いたのですが、第1ワーキンググループとしては大きな改定が生じる原因の特定化とか、一次統計との連携とか、対策との検討等について、すべて完了したとは考えていない。

しかし現在も内閣府が今後の取組み等について、津村政務官からも前回お話があったと思いますけれども、いろんな取組みをされているので、それを見守りたいという判断をした経緯があります。これはちょっと付け足しのことです。

安部委員 ありがとうございます。

樋口部会長 ほかにいかがでしょうか。私の認識では、基本計画はあくまでも閣議で決定したものだという認識で、今回その変更ということになりますと、これはまた閣議の議論になるということで、それはちょっと当面はできないかなと思います。

この基本計画に沿った中における議論で工程表を設けるならば、これに反するものではなく、これの中身についてということはあるかと思ひまして、第1ワーキンググループではそういったものを提言していただいたということだと思います。

ところが、第2、第3ワーキンググループの方では、いつまでにということが必ずしも明確に記されていないというのが安部委員からのご指摘かなと思いますが、ただ、第3ワーキンググループについては、具体的にいつまでに人材育成をすべきというような話もしにくい内容になっていて、ここについては予算の話もあり、人員の話、ジョブローテーションの話といったものが絡んできますので、なかなか工程としていつまでにということは言いづらかなと思います。

残ってくるのは、第2ワーキンググループのところで、この点についてどうするかという話であります。これもこれからの基本計画の議論をしていく中において、工程が設けられるかどうか。これはある意味では、私ども統計委員会から一方的にいつまでにやってくださいということができないような側面のものもあるかと思ひます。当然予算が絡んでくるような、それぞれの府省における取組みといった姿勢もあるかと思ひますので、それも踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと思ひますが、それでよろしいですか。

安部委員 はい、結構です。ありがとうございます。

廣松委員 今の整理で結構ですが、ただ逆に、人員の問題は恐らくいつまでにというのはほとんど言えませんけれども、多分言い続けなければいけない点だと思います。

樋口部会長 そういうことですね。

それでは、安部委員から提起された問題は以上としまして、ほかにいかがでしょうか。

資料4の日程について、これも含めてご議論いただきたいのですが、このような日程で進めていきたいと考えております。特にそれぞれのワーキンググループの座長の先生方と密に連絡をとりまして、この案を検討させていただき、今、皆さんでご議論いただいたように統計委員会の意見と並行した形でどういう形を出したらいいかというようなことも議論をしていきたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

ただ、これはあくまでも仮のスケジュールでございますので、もしかしたら一回で決まらないということもあるかと思ひますので、そのときにはよろしく願ひいたします。

(委員ご了解)

では、阿藤委員、廣松委員、深尾委員とご一緒ということですが、ご多忙の中、よろしくご協力お願いいたします。

(阿藤委員、廣松委員、深尾委員ご了解)

ほかになければ、本日の基本計画部会は以上としたいと思いますが、何かございますか。

安部委員 先ほど意見書以外に、例えば行政記録情報に関して一種のメモでしょうか、そういうものを作るということで決着したかと思うのですが、これについては、この日程でということでしょうか。それともをもちよつと別の…。

樋口部会長 この日程の中でやっていこうと思います。

安部委員 わかりました。ありがとうございます。

樋口部会長 ですので、基本的には9月17日の第38回統計委員会の中でそれをご議論いただき、決定するという運びにしたいと思います。ただ、念のために、具体的に行政記録情報のここをこのようにしろというのは、これまでにはまともでないかもしれません。

よろしければ、事務局からお願いします。

乾内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会ですけれども、9月8日の水曜日15時から本日と同様、この会議室において開催いたしますので、また詳細につきましては、こちらの方から正式開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

樋口部会長 それでは、以上で本日の基本計画部会は終了いたします。

どうもありがとうございました。